

尾道糸崎港港湾計画の変更について

1 要旨・目的

尾道糸崎港港湾計画の変更（軽易な変更）について、広島県尾道糸崎港地方港湾審議会に諮り、「適当である」との答申を受け、尾道糸崎港港湾計画を変更した。

2 現状・背景

尾道糸崎港内港地区において、昨年度策定した三原内港再生実施計画に基づき、良好な港湾の環境形成、賑わい空間の創出及び既存施設の有効活用に対応するため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更した。

3 計画変更の概要

(1) 旅客船埠頭計画の変更

既定計画	変更計画
小型栈橋 2基 [既設] 埠頭用地 0.8ha(旅客施設用地) [既設]	小型栈橋 2基 [既設] 埠頭用地 0.3ha(旅客施設用地) [既設の変更計画]

(2) 小型船だまり計画の変更

既定計画	変更計画
小型栈橋 2基 [既設] 埠頭用地 0.1ha [既設]	小型栈橋 3基 [既設]* 物揚場 水深2m 延長108m [既設]* 埠頭用地 0.1ha [既設]

※既設の小型栈橋1基と物揚場108mの廃止計画を取り止め、両施設を変更計画に既設として残す。

(3) 港湾環境整備施設計画の変更

既定計画	変更計画
緑地 0.8ha	緑地 1.2ha [既定計画の変更計画]

(4) 土地利用計画の変更（内港地区全体の面積）

既定計画	変更計画
埠頭用地 3.7ha	埠頭用地 3.1ha
交通機能用地 0.4ha	交通機能用地 0.4ha
緑地 0.8ha	緑地 1.2ha

4 変更手続

尾道糸崎港地方港湾審議会：令和6年3月27日

県報による公告：令和6年4月15日

位置図及び新旧対照図

位置図

尾道系崎港位置図



新旧対照図

既定計画



変更計画

